

肝付町日常生活用具給付事業対象種目一覧表

種別	種目	障害及び程度
介護・訓練用 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は２級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として３歳以上の者
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則３歳以上の者
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として３歳以上の者
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者ただし、原則として学齢児以上の者
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし原則として学齢児以上の者
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者
	火災報知器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	電子式歩行補助具（パームソナー）	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯
人工鼻	鼻を著しく欠き、装着の必要があると医師が認めた者	
在宅療養等 支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）

肝付町日常生活用具給付事業対象種目一覧表

種別	種目	障害及び程度
在宅療養等 支援用具	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 ただし、原則として学齢児以上の者
	盲人用体重計	
	動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者
情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由は又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級以上又は視覚障害２級以上の身体障害者（児）
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害２級かつ聴覚障害２級以上）身体障害者であって、必要と認められる者
	点字器	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就学が見込まれる者
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者
	盲人用時計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指に触覚の障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者
	人工咽頭	咽頭摘出者
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者
排泄管理 支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は３歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
	収尿器	高度の排尿機能障害者
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害者であって障害等級３級以上の者。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害２級以上の者

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。